

内部統制基準および実施基準、公開草案を公表へ

—企業会計審議会内部統制部会

去る2022年12月8日、金融庁・企業会計審議会は、第24回内部統制部会（部会長：橋本尚・青山学院大学院会計プロフェッション研究科教授）を開催した。これまでの審議を踏まえ、事務局から次のような「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の実施基準」の改訂案および改訂に関する前文案が示された。

内部統制の基本的枠組み

経営者による内部統制の無視ないし無効化への対策として、適切な職務の分掌や内部統制の整備・運用に対する取締役会による監督等が挙げられる。

内部統制に関係を有する者の役割と責任として、監査役は、内部監査人や監査人等との連携、能動的に情報を入手すること等が重要である。内部監査人は、熟達した専門的能力と専門職としての正当な注意をもって職責を全うすること、取締役会および監査役等への報告経路を確保すること等が重要である。

財務報告に係る内部統制の評価および報告

経営者が評価対象とする重要な事業拠点や業務プロセスの選定にあたって、「売上高等の概ね3分の2」や「売上、売掛金及び棚卸資産の3勘定」の例示を機械的に適用すべきではない。

監査人による指導的機能の発揮の一環として、評価範囲に関する監査人との協議を必要に応じて実施することが適切である。

ITを利用した内部統制に関して、経営者は全般統制と業務処理統制の両方を評価する。また、これらの評価はIT環境の変化を踏まえて行うべきであり、実施頻度につき、特定の年数を機械的に適用すべきではない。

財務報告に係る内部統制の監査

監査人は実効的な内部統制監査を実施するために、監査証拠

の活用や経営者との適切な協議を行うことが重要である。また、監査人が監査の過程で経営者による内部統制評価の範囲外から内部統制の不備を識別した場合には、必要に応じて経営者と協議することが適切である。

内部統制報告書の訂正時の対応

訂正内部統制報告書において、具体的な訂正の経緯や理由の開示を求めるために、関係法令について所要の整備を行うことが適当である。

今後の課題

ダイレクトレポートイングの採用や非財務情報の取扱い、罰則規定の見直し等については、中長期的な課題とする。

適用時期

2024年4月1日以後に開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価および監査から適用する。なお、本改訂に伴い、今後関係法令等に関して所要の整備が行われる予定。

* 委員からはおおむね同意が得られたが「企業側の十分な準備のためにも本改訂の浸透に努めてほしい」との意見があった。

今後事務局にて修正のうえ、公開草案を公表し意見募集を行う。コメント期間は1カ月の予定。

今月の税務

| 日付 | 項目 | 備考・コメント |
|-----------------|---|--|
| 令和5年1月10日(火)まで | ① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和4年12月分) | ① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。 |
| 本年最初の給与支給日の前日まで | ② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出 | |
| 令和5年1月31日(火)まで | ③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支給報告書の市町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和4年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和4年10月期) 2カ月延長法人(令和4年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告 | ⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦～⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 |

会計

リース基準改正における単体財務諸表の注記、検討—ASBJ

去る2022年12月6日、企業会計基準委員会は第492回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

企業会計基準諮問会議からのテーマ提言

第46回企業会計基準諮問会議（2022年12月20日号（No.1664）情報ダイジェスト参照）の内容について、湯浅同会議議長より、新規に提案されたテーマはない旨および、四半期開示の見直しならびにBEPS 2.0の税制改正対応について、緊急性が高く、内容が明らかになった段階で同会議に諮らず速やかなに会計基準の開発に着手する可能性があるとの説明があった旨が報告された。

委員からは特段の意見は挙がらなかった。

リース会計基準の改正

第124回リース会計専門委員会（2022年12月10日号（No.1663）情報ダイジェスト参照）で検討された、次の論点につき審議が行われた。

(1) 表示・注記（単体財務諸表（単体）における注記）
次の事務局案が示された。

- ① 定量的な情報を含む「リース特有の取引に関する情報」・「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」
↓
連結財務諸表（連結）を作成している場合、単体での注記不要。
- ② 「会計方針の注記」↓
連結を作成している場合、単体において連結の記載を参照可。
- ③ 「区分表示の定めに対する補足情報」↓
単体においても注記を求める。

(2) 金融商品実務指針の改正

日本公認会計士協会会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」の改正案について、貸手の預り預託保証金および、借手の建設協力金・敷金等の取扱いについて、改正案が示され、審議された。

委員からは、特段の反対意見

会計・監査・開示 采し方行く末

資本市場関係者の基本的な役割③（監査法人）（上）

公認会計士
市川 育義

上場企業が公表する財務情報については、監査法人が実施する監査により、その信頼性が担保されていると一般的にいわれている。

今回は、監査に対する理解をさらに深めてもらうため、監査法人の基本的な役割等について、2回に分けて説明していく。

① 独立性の保持

企業が作成する財務諸表に対する監査は、独立第三者であり、かつ、専門的知識を有する公認会計士の独占業務とされている。公認会計士が専門家であるべきというのは当然のこととして、ここで特に重要なことは、公認会計士法1条に規定されているように「独立した立場」を保持しなければならないということである。

たとえば、監査法人や社員（パートナー）が被監査会社に出資して株主となっていたり、多額の借入れ・貸付けがあったり、さらには社員の配偶者が担当関与先の役員等に就任していたり、といった関係を有している場合には、公認会計士法により、監査証明業務の実施が禁止されている。これは、実際に公認会計士の公正な判断が歪められる状況を回避することも、監査業務を実施するからには、そもそも外部からみて監査の結果

に疑念を持たれるような特定の利害関係を有するようなことは認めないとするものである。

このように、公認会計士が実施する監査は、専門家が実施していることだけでなく、監査先である企業との独立性が保持されていることで、監査の信頼性が確保されているといえる。

② 監査の実施

財務諸表は、会計ビッグバン以降の会計基準等の改訂により質的にも量的にも充実してきているものの、将来事象を早期に取り込む傾向にある。そのため、見積り要素（減損損失など）が多く反映されるなど、不確実性が高く、かつ、非常に専門性の高い情報となっている。また、近年、多くの上場会社でデジタルトランスフォーメーション（DX）による事業の再構築等が進められているなか、財務諸表の作成プロセスにおいても、ICTの進化やAI等の活用により業務プロセスの変革が行われている。

このため、このような財務諸表に対する監査対応としても、さまざまな専門家（IT専門家、データサイエンティスト、アナリスト、アクチュアリー等）の活用や、グローバル展開の事業活動を支える

各在外子会社等の重要性に応じた現地監査人との連携強化など、企業の成長とともに監査対応も年々複雑化、高度化している状況にある。

また、監査法人としても、監査業務をすべて監査チーム任せにするのではなく、法人全体の品質管理方針等の整備・運用、エニタリング、改善活動など、近年、法人全体で組織的に監査品質の強化に取り組むとともに、監査環境の変化にも柔軟に対応できるように、AI等の活用による新たな監査技術の開発や、中長期的な観点から監査の実施に必要な人材の確保や育成にも努めている。

こうしたなか、監査の現場レベルにおいては、限られたリソースを監査チーム間でバランスを取りながら計画的に配置し、親会社や子会社等における決算作業の遅延や通報等による不正事件の発覚等にも臨機応変に対応し、監査意見を表明するに足る十分かつ適切な監査証拠を収集するまで作業は継続することとなる。

近年、いかにして4月、5月の超繁忙期を乗り切るかということが、監査業界全体の重要な課題となっている。

は聞かれなかった。

金融資産の減損

第1991回金融商品専門委員会(2022年12月20日号(No.1664)情報ダイジェスト参照)で検討された、次の論点について審議が行われた。

(1) ローン・コミットメント

ローン・コミットメント(事前に特定された条件に従って信用を提供する確定約定)に対する減損については、事務局からIFRS9号「金融商品」の定めを取り入れ、国際的な比較可能性を確保するとする案が示された。

委員からは、特段の意見は聞かれなかった。

(2) 金融保証契約の保有者の取扱い

IFRS9号では、金融保証が貸付等の契約条件と不可分および契約条件の一部である場合には、当該金融保証により見込まれるキャッシュ・フローを予想信用損失の見積りに対して考慮することが求められる。事務局から、IFRS9号の定めをそのまま取り入れる案が示された。委員からは、反対意見は聞かれなかったが、「IFRS9号は抽象的なもので、例示を入れてほしい」との意見に対し、事務局からは、「結論の背景で入れられるか検討する」との回答があった。

会計

四半期財務諸表の注記は改正せず—ASBJ、リース会計専門委

去る2022年12月5日、企業会計基準委員会は第125回リース会計専門委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。
表示および注記(四半期財務諸表における注記事項)

四半期財務諸表の注記について、事務局から「リースに関しては、企業会計基準12号『四半

1654)情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の改正について議論された。

前回示された、リース負債は時価開示の注記をせず、リース債権等は従前どおり時価開示の対象とする案に対し、リース債権の時価開示に再検討を求める意見等が聞かれたことを踏まえ、次の案が示された。

- ① 「金融商品の時価等に関する事項」の注記(貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、時価、差額の注記) ↓ 現行の取扱いを変更せず、注記を求めない。
- ② 「金融商品の時価のレベル」ごとの内訳等に関する事項の注記(レベルごとの時価および時価の算定に用いた評価技法等の説明等の注記) ↓ 現行の取扱いを変更し、注記を求めない。

専門委員会・親委員会での意見

専門委員からは、反対意見は聞かれなかった。

また、12月6日に開催された第492回親委員会でも、審議され、委員から特段の反対意見は聞かれなかった。

時価開示適用指針の改正

第119回専門委員会(2022年9月10日号(No.

対象企業数 14,301社
回答企業数 11,087社
回収率 77.5%

法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和4年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和4年10-12月期調査結果の概要です。

| 景況 | ●貴社の景況 令和4年10～12月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は0.7%ポイントとなり、令和4年7～9月期以降2期連続の「上昇」超となっています。中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「上昇」超で推移する見通し、中堅企業は令和5年1～3月期に「下降」超に転じる見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。 | 貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント) | | | |
|-------|---|--|--------------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和4年7～9月 前回調査 | 令和4年10～12月 現状判断 | 令和5年1～3月 見通し | 令和5年4～6月 見通し |
| 大企業 | 全産業 | 0.4 | 0.7 | 1.8 | 0.8 |
| | 製造業 | 1.7 | ▲3.6 | 1.4 | 1.5 |
| | 非製造業 | ▲0.2 | 2.7 | 1.9 | 0.4 |
| 中堅企業 | 全産業 | ▲2.2 | 4.7 | ▲1.0 | 2.6 |
| | 製造業 | ▲4.1 | ▲3.9 | ▲8.3 | 1.1 |
| | 非製造業 | ▲1.7 | 7.1 | 1.0 | 2.9 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲15.9 | ▲6.0 | ▲8.7 | ▲3.7 |
| | 製造業 | ▲16.6 | ▲4.2 | ▲11.9 | ▲2.9 |
| | 非製造業 | ▲15.7 | ▲6.3 | ▲8.1 | ▲3.9 |
| 国内の景況 | 令和4年10～12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は0.1%ポイントとなり、令和4年4～6月期以来2期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は令和5年1～3月期に「下降」超に転じる見通し、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。 | 国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比) (単位: %ポイント) | | | |
| | 令和4年7～9月 前回調査 | 令和4年10～12月 現状判断 | 令和5年1～3月 見通し | 令和5年4～6月 見通し | |
| 大企業 | 全産業 | ▲1.8 | 0.1 | ▲2.8 | 0.3 |
| | 製造業 | ▲0.6 | ▲3.2 | ▲1.1 | 1.4 |
| | 非製造業 | ▲2.3 | 1.7 | ▲3.6 | ▲0.2 |
| 中堅企業 | 全産業 | ▲8.9 | ▲1.8 | ▲9.5 | ▲2.5 |
| | 製造業 | ▲10.3 | ▲5.1 | ▲13.6 | ▲2.1 |
| | 非製造業 | ▲8.5 | ▲0.9 | ▲8.4 | ▲2.7 |
| 中小企業 | 全産業 | ▲21.7 | ▲15.0 | ▲18.9 | ▲10.3 |
| | 製造業 | ▲25.8 | ▲11.5 | ▲16.6 | ▲7.5 |
| | 非製造業 | ▲21.0 | ▲15.6 | ▲19.3 | ▲10.8 |
| 雇用 | 令和4年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は21.3%ポイントとなり、平成23年9月末以降46期連続の「不足気味」超、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業は「不足気味」超で推移する見通し、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。 | | | | |
| 売上高 | 令和4年度は、5.9%の増収見込みとなっています。 | | | | |
| 経常利益 | 業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。 | | | | |
| 設備投資 | 令和4年度は、3.0%の増益見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。 | | | | |
| 設備投資 | 令和4年度は、13.2%の増加見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。 | | | | |

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|----------------|-----------------------------------|-----|--|-----|
| 2022年 12月9日 | 消費税のインボイス制度の実施に伴うシステム修正費用の取扱いについて | 国税庁 | インボイス制度の実施に伴い行われる自社の固定資産であるPOSレジシステムや商品の受発注システム等のプログラム修正について、現行の請求書等のフォーマットや、現行の税額計算の方法に関して、システムに従来備わっていた機能の効用を維持するために必要な修正を行うものであることが作業指図書等から明確である場合には、新たな機能の追加、機能の向上等に該当せず、これらの修正に要する費用は修繕費として取り扱うことになる旨を明確化するもの。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/shouhizei_invoice/index.htm | — |

直近の経済指標にみる国内景気の行方

金融

12月になって発表された経済データをみると、景気上向きの気配はみられそうもない。財務省が2022年12月8日に発表した10月の国際収支統計（速報）は、経常収支が641億円の赤字となった。利子・配当金といった直接投資収益などで2兆8、261億円まで黒字幅が拡大したものの、貿易収支の赤字1兆8、754億円が、この分を相殺した形だ。価格ベースで輸入が45・3%増加し、その分海外への所得移転となるため景気押下げ要因だ。

内閣府が同日に発表した2022年7-9月期の国内総生産（GDP）の改定値は、物価変動の影響を除いた実質の季節調整値で前期比マイナス0・2%、年率マイナス0・8%となった。11月の速報値が、前期比マイナス0・3%、年率マイナス1・2%だったため、形のうえでは上方修正だが、内訳が上方修正となるのは民間在庫投資、政府消費、輸出のみ。肝心の個人消費は下方修正だ。民間在庫投資は在庫の変化が

計上され、売れ残り分も統計上は需要としてカウントされる。内容は上方修正でも、個人消費がマイナスであれば景気上向きのサインとは限らない。この貿易収支やGDP改定値は過去のデータだが、景気の先行きを表す指標でも、懸念が残る結果である。

その1つは内閣府が同日に発表した11月分の景気ウォッチャー調査だ。3カ月前と比較しての景気の現状に対する判断

世界の株価は最悪期を脱した

証券

2022年も残りわずかである。今年の世界株価の推移を総括してみたい。2022年は当初から世界的なインフレの昂進を受け、米連邦準備制度理事会（FRB）が政策金利を6年振りに引き上げることが確実視されていた。金融緩和を背景に長期間の株価上昇を享受してきた世界の株式市場にとって、試練の年になるといわれた。

そこへ、2月末ロシアのウクライナ侵攻という緊急事態が発生した。大量の資源、物資を消費する大国間の戦争は稀である。世界経済への悪影響は不可避であり、世界の株式市場が大幅な株価下落に見舞われた。

侵攻に伴い、インフレはさらに昂進し、米国は3月に最初の利上げに踏み切った。あわせて、今後の利上げ回数や目標金利水準の引上げを示し、金融引締め政策がそれまでの見込みより厳しくなることを宣言した。

以後の世界の株式市場は、長く引くコロナ禍の克服という課題、ウクライナ戦争の展開、イ

をDI（季節調整値）として表した数字は48・1で、前月比1・8ポイント低下となる。低下は4カ月振り、企業動向関連DIおよび雇用関連DIが上昇したものの、家計動向関連DIが低下したのが特徴であり、なかでも特に飲食関係の低下幅が大きい。ここでも個人消費の低迷が明確に示されている。

日銀の金融政策は、現総裁の任期満了が2023年4月8日のため、金融緩和策の見直し観測も高まっている。ただ、こうしたデータをみると、現時点でまだ非現実的といわざるを得ない。

主要国株価は、9月から10月を境に回復傾向に転じ、年末を迎えた。そして、年間の株価変動は米市場を筆頭に2018年以来、4年振りの下落となりそうな市場が多い。日本市場もその一員であるものの、下落率は5%を下回る。先進国市場は米市場を含め2ヶタの下落率が多いことと対照的といつてよい。

日本市場は為替相場の影響を受けやすいことが多く、異常といわれた円安進行が株価にはプラスとなったとの見方もある。

総括すると、来年は少し明るい株価展望ができる市場が増えてきたように思われる。